



2025年9月26日

各位

会社名 株式会社豆蔵デジタルホールディングス
代表者 代表取締役社長 中原 徹也
(コード番号：202A 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部本部長 泉 健憲
(TEL：03-6258-1134)

内部統制システムに関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針について、一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。改定後の基本方針は2025年10月1日付で発効する予定です。なお、変更箇所については下線にて表示しております。

(改定の理由)

当社は、2025年3月31日付開示した「完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）並びに当社の商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」に基づき、組織再編を実施いたしました。これに伴い、組織変更の内容を反映させるため、本基本方針の修正を行うものです。

記

株式会社豆蔵 内部統制システムの整備に関する基本方針等

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレート・ガバナンスにおける法令遵守精神の浸透・定着について、全ての取締役及び使用人は、企業人・社会人として、倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められております。管理体制は次のとおり整備しております。

(i) リスク管理体制

「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、定期的に各部門から所定の項目について状況をヒアリングし、情報を共有する体制を構築することにより、問題点の早期発見に努めております。問題点が発見された場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき対応します。また、法務部門において、従業員を対象とした法務教育を実施いたします。

(ii) 内部通報

内部通報制度として、社内外相談窓口を設置し、法令遵守を推進するうえで疑わしい行為の発見・未然防止・対処等を徹底いたします。



(iii)内部統制

内部統制システムの構築・運用・改善は、管理本部にて実施いたします。また、内部統制委員会を設置し、当該委員会において以下の活動を行っています。

- (a) 内部統制の基本方針に基づく、内部統制に関する基本計画の作成
- (b) 内部統制の整備および運用に関する所管部門長への指示および助言
- (c) 内部統制の整備および運用の状況の把握
- (d) 内部統制上で収集された情報に基づくリスク評価
- (e) 内部統制の整備および運用の状況の取締役会への報告書の作成
- (f) 内部統制の基本方針の改定案の作成

(iv)内部監査

代表取締役社長は内部監査室を管掌し、内部監査室は監査役等と意見を交換し、業務執行状況の監査を行います。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録・取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係わる重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に作成・保存し、管理いたします。また、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、各部門が管理本部と協議したうえで必要なリスクを評価し、その上で「決裁権限基準」に基づき取締役会において最終的に評価・決裁します。
- (ii) 債権の回収については、「経理規程」に従い処理されます。
- (iii) デリバティブ取引（先物取引・先渡取引・オプション取引・スワップ取引等）については、「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスクを回避します。
- (iv) 当社に経営危機等の有事の状況が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき対策本部を設置し、本部長として代表取締役社長、事務局長として管理本部長が就任し、対応にあたります。
- (v) リスク・コンプライアンス委員会は、①「リスク・コンプライアンス管理規程」に定める所定の事項（以下、「対象事項」という）に関するリスク回避・低減施策、法令遵守施策の実施②当該施策の実施状況のモニタリング③対象事項のリスク発生事案および法令遵守違反事案についての調査・分析・検討④インシデントに関する再発防止策の策定・周知徹底⑤対象事項のリスク発生を回避・低減するための教育、を活動内容としております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i)取締役会での執行状況報告

業務執行取締役の業務の執行状況につき、原則として毎月1回開催される取締役会において、



予算の進捗状況を中心とした業務の執行状況を報告し、取締役会で重要な課題等を協議しております。当該協議を通じ、対処すべき優先事項等に関する意見等を受け、業務執行取締役の職務の執行をより効率的に行っております。

(ii) 管掌範囲を超えた業務執行取締役の関与

業務執行取締役が職務執行を効率的に行うために、各業務執行取締役の管掌事業領域を超えたプロジェクトチームの組織や、代表取締役社長または取締役会から業務執行取締役に対し、管掌外のプロジェクトへの関与を指示することで、管掌事業領域間の営業的・技術的な情報の流通速度を加速させ、より適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備しております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が取締役又は取締役会に対して、その職務遂行を補助すべき者の設置を求めた場合には、取締役又は取締役会は、必要に応じて補助者として監査役付を置くものといたします。

⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

上記⑤の監査役付は、専ら監査役の指揮命令に従うものとしており、独立性を確保するため、当該使用人の任命・異動・懲戒等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得るものとしております。また、監査役付の人事評価については、常勤監査役が行うものといたします。

⑦ 当社の取締役・使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 全ての監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定が行われる会議へ出席し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・使用人から説明を求めることができます。
- (ii) 代表取締役社長及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、担当する業務の執行状況の報告を行います。
- (iii) 取締役は、重大なコンプライアンス違反・信用毀損、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
- (iv) 監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する必要がある、取締役または使用人に監査役が当該調査を求めた場合は、当該取締役または使用人は、迅速かつ的確にこれに対応します。
- (v) 当社と提携している弁護士事務所及び法務部は、内部通報制度の窓口となり、全ての使用人から、当社が関わる違法・不正または不適切な事象に関する報告を受けます。当社法務部は、内部通報結果について監査役に報告します。
- (vi) 内部通報規程において、通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保障します。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報（監査役の報告を含む）を行った取締役及び使用人に対し、内部通報を行ったことを理由



とした不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することといたします。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役又は監査役会がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要なことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査体制確保のため、以下に定める事項について行うことといたします。

(i) 監査役会は社外監査役を加えた構成とし、対外的な透明性を確保します。

(ii) 監査役は、当社の重要な会議に参加するとともに、関係資料を閲覧し重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握いたします。

(iii) 内部監査室と監査役会は、検査結果等を定期的に報告し、相互の連携を図ります。

(iv) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、監査役及び監査役会との意思の疎通を図ります。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関りを一切遮断するとの基本方針に基づき、反社会的勢力を排除し、健全な業務の運営を図ることを目的とした「反社会的勢力対応規程」を整備し、同規程をもって当社に反社会的勢力排除に関する意識付けを徹底します。

また、管理本部を主管とし、定期的に、あるいは必要に応じて随時、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、行政機関や外部専門組織からの情報も積極的に取込み、社内で情報を共有できる体制を整えます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①内部統制システム全般の運用状況について

当社では、「(1) 業務の適正を確保するための体制」に記載いたしました内容に則り、内部統制システムの構築・運用及び改善は、管理本部が実施しております。

②内部通報制度について

当社は、法令違反行為・不正行為の早期発見と是正を目的とした内部通報制度を設け運用しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われていることに対する取り組みについて

当社では、部門ごとに毎週経営会議を開催し、各取締役と経営情報の共有を行っております。



④業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しております。

⑤監査役の監査体制について

当社監査役は、当社の取締役会等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を確認しております。また、内部監査室・監査法人とも緊密に情報の連携を図っております。

以上